

姫路市DV(配偶者等からの暴力)対策基本計画(第 3 期)**の進捗状況及び評価(令和 6 年度)集計表**

○ 進捗状況評価

- 1 検討したが、今後の実施は未定である
- 2 実施には至らなかったものの、今後実施を予定している
- 3 計画には及ばなかった
- 4 ほぼ計画どおりに達成できた
- 5 計画以上に達成できた

	評価 1	評価 2	評価 3	評価 4	評価 5
基本目標 1			4	9	
基本目標 2		3	3	1	
基本目標 3			2	1 3	
基本目標 4		1		1 2	
基本目標 5			1	1 9	
合 計		4	1 0	5 4	

姫路市DV(配偶者等からの暴力)対策基本計画(第3期)の進捗状況及び評価

基本目標1 啓発・教育の推進

(1)市民等への啓発の推進

施策	計画記載内容	担当課	令和6年度				
			事業名	取組の概要	計画	実績	評価
①家庭・地域・企業等への啓発の推進	家庭・地域・企業等においてDVに関する理解を深めるため、啓発冊子の配布を行います。また、地域や職場でのDV防止講座の実施などの啓発活動を行います。	人権啓発課・人権啓発センター	相談窓口の周知	家庭・地域・企業等においてDVに関する理解を深めるため、啓発冊子の配布やDV防止講座の実施などの啓発活動を行う。	取組の概要のとおり	改訂版「人権相談窓口ハンドブック」に、DVセンター等の相談先を記載している。 令和6年6月27日、「誰もが安心して生きられる社会を目指して」と題した人権学習地域講座を開催し、啓発を行った。	4
①家庭・地域・企業等への啓発の推進	家庭・地域・企業等においてDVに関する理解を深めるため、啓発冊子の配布を行います。また、地域や職場でのDV防止講座の実施などの啓発活動を行います。	男女共同参画推進センター	相談窓口の周知	「女性のための相談室」相談案内カード(男女共同参画推進センター発行)を関係部署に配置し、市民へ相談窓口を周知する。また、男女共同参画推進センター「あいめっせ」のホームページでも相談窓口に関する情報を掲載し、広く周知する。	<ul style="list-style-type: none"> 女性のための相談室案内カードの配置 ホームページによる情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 女性のための相談室案内カードの配置 ホームページによる情報提供 	4
②ホームページ等による啓発の推進(拡充)	姫路市配偶者暴力相談支援センターのホームページに、DV防止の啓発内容を掲載し、DVについての理解が進むよう取り組みます。また、SNS等を活用した新たな啓発方法を検討します。	福祉総務課	ホームページ等による啓発	姫路市配偶者暴力相談支援センターのホームページに、DV防止の啓発内容を掲載する。また、SNS等を活用した新たな啓発方法を検討する。	取組の概要のとおり	姫路市配偶者暴力相談支援センターのホームページに、国や県のDVに関する施策を随時掲載するとともに、「性犯罪・性暴力被害者のための相談窓口」のページを開設した。	3
②ホームページ等による啓発の推進(拡充)	姫路市配偶者暴力相談支援センターのホームページに、DV防止の啓発内容を掲載し、DVについての理解が進むよう取り組みます。また、SNS等を活用した新たな啓発方法を検討します。	男女共同参画推進センター	ホームページ等による啓発	姫路市配偶者暴力相談支援センターのホームページに、DV防止の啓発内容を掲載する。また、SNS等を活用した新たな啓発方法を検討する。	取組の概要のとおり	あいめっせのホームページから関係部署のサイトへリンクできるように修正済	4
③啓発ポスターの商業施設等への掲示(新規)	DV防止の啓発ポスターについて、市の施設だけでなく、市民の目に触れやすい商業施設等への掲示に取り組みます。	福祉総務課	啓発ポスターの商業施設等への掲示	DV防止の啓発ポスターの掲示やDV相談案内カードの配置を商業施設等に依頼する。	取組の概要のとおり	コムサロン21のご紹介により、企業へのDV相談案内カードの配置を実施しましたが、新たな開拓には至らず。今後、新たな開拓に向けて取り組んでいく。	3

施策	計画記載内容	担当課	令和6年度				
			事業名	取組の概要	計画	実績	評価
④DV防止キャンペーンの実施やチラシ等の作成	内閣府の「女性に対する暴力をなくす運動」（11月）にあわせ、ホームページでの情報発信やパープルリボンの配布などDV防止キャンペーンを実施します。また、他のリボンキャンペーンと一体的に啓発やチラシの作成を行うなど、効果的な啓発活動を実施します。	福祉総務課	DV防止キャンペーンの実施	内閣府の「女性に対する暴力をなくす運動」期間にあわせ、パープルリボン（女性に対する暴力をなくす運動のシンボル）を関係職員へ配布するなど、啓発活動を実施する。	取組の概要のとおり	「女性に対する暴力をなくす運動」期間にあわせてパープルリボンを関係課職員に配布するとともに、啓発ポスターを庁内デジタルサイネージに掲示して啓発活動を行った。また、令和4年度からコーセー化粧品販売株式会社が実施するDV防止キャンペーンにあわせて、市内5か所の販売店にDV相談案内カードを設置していただいた。	4

(2) 学校等における啓発・教育の推進

施策	計画記載内容	担当課	令和6年度				
			事業名	取組の概要	計画	実績	評価
①人権教育に基づく男女平等教育の推進	互いに人権を尊重し合う社会の構築を目指した人権教育を基盤にし、DVの背景にある女性差別や固定的性別役割分担の意識を是正する男女平等教育を児童・生徒の発達段階に応じて推進します。	市教委人権教育課	男女共同参画社会を目指す学校教育の推進	男女平等教育の推進について、年度当初の管理職及び担当者への事業説明会等で各学校での取組を依頼するとともに、姫路市独自で実施している「男女共同参画社会を目指す学校教育推進状況調査」を行うことで推進状況を把握する。また、調査結果を各学校へ周知し、各学校における取組の参考とする。	「男女共同参画社会を目指す学校教育推進状況調査」の実施	令和6年3月に市立小・中・高・特別支援学校に「男女共同参画社会を目指す学校教育推進状況調査」を実施し、集計結果を3月末に各学校へ報告した。	4
②デートDV防止の教育の推進（拡充）	中学生や高校生を対象に、人権教育や男女平等教育の一環として、啓発冊子や市政出前講座等を活用しながら、メール、行動等の監視・制限などの精神的暴力や同意のない性交渉などの性的暴力等のデートDVを防止するための教育を進めます。また、市内の大学にも啓発を行うほか、若年層が集うイベントでも啓発冊子を配布します。	市教委人権教育課	男女共同参画社会の実現を目指す学校教育の推進	デートDV防止について、年度当初の管理職及び担当者への事業説明会等で、県教委が作成しているデートDV防止啓発パンフレット「わたしもあなたも大切に～知ってほしい『デートDV』～」の活用や市政出前講座の利用などを呼びかけるとともに、姫路市独自で実施している「男女共同参画社会を目指す学校教育推進状況調査」を行うことでデートDV防止のための取組の状況を把握する。また、調査結果を各学校へ周知し、各学校における取組の参考とする。	デートDV防止に向けて、県教委や男女共同参画推進課が作成している啓発パンフレットの活用を呼びかけるとともに、「男女共同参画社会を目指す学校教育推進状況調査」の実施	<ul style="list-style-type: none"> デートDV防止に向けて、県教委や男女共同参画推進課が作成している啓発パンフレットの活用を呼びかけた。 令和7年3月に市立小・中・高・特別支援学校に「男女共同参画社会を目指す学校教育推進状況調査」を実施し、集計結果を3月末に各学校へ報告した。 	4

施策	計画記載内容	担当課	令和6年度				
			事業名	取組の概要	計画	実績	評価
②デートDV防止の教育の推進(拡充)	中学生や高校生を対象に、人権教育や男女平等教育の一環として、啓発冊子や市政出前講座等を活用しながら、メール、行動等の監視・制限などの精神的暴力や同意のない性交渉などの性的暴力等のデートDVを防止するための教育を進めます。また、市内の大学にも啓発を行うほか、若年層が集うイベントでも啓発冊子を配布します。	男女共同参画推進センター	男女共同参画社会の実現を目指す学校教育の推進	デートDV防止について、年度当初の管理職及び担当者への事業説明会等で、県教委が作成しているデートDV防止啓発パンフレット「わたしもあなたも大切に～知ってほしい『デートDV』～」の活用や市政出前講座の利用などを呼びかけるとともに、姫路市独自で実施している「男女共同参画社会を目指す学校教育推進状況調査」を行うことでデートDV防止のための取組の状況を把握する。また、調査結果を各学校へ周知し、各学校における取組の参考とする。	取組の概要のとおり	・若年層向け男女共同参画啓発資料の配布	3
③教職員等に対する啓発の推進(拡充)	子どもの支援者となる教職員や保育士、スクールカウンセラー等がDVに関する理解を深めることができるよう研修を推進します。特に教職員は、児童・生徒へのDV予防教育の実施やDV被害の早期発見の役割が期待されているため、教職員が個々にDVに対する理解や知識を深めることができ、また、職場研修などにも活用できる啓発冊子等の作成を検討します。	市教委教育研修課	教職員研修の実施	総合教育センターで実施する教職員研修において、教職員のDVに関する理解等を深める内容を取り上げ、DVの予防や早期発見につなげる。	初任者研修において、DVに関する内容を取り上げ、理解を深めていく。	初任者研修(11月12日)において、子育て支援室により「児童虐待～家庭との連携～」の研修を行い、その中で、DVと虐待の関連性も取り上げ、教員自身の意識向上や児童生徒への指導力向上を図った。(初任者 71名)	4

(3) 保健医療機関・福祉関係者等への啓発の推進

施策	計画記載内容	担当課	令和6年度				
			事業名	取組の概要	計画	実績	評価
①保健医療機関・福祉関係者への啓発の推進(拡充)	民生委員・児童委員や地域包括支援センターの職員等の福祉関係者が被害者から相談を受けたときに、適切に助言等の対応ができるよう研修等を実施します。また、医療関係者や福祉関係者は、DVを発見しやすい立場にあることから、DVの早期発見や通報等について協力を求めています。	福祉総務課・子育て支援室	保健医療機関や福祉関係者への啓発	民生委員・児童委員や地域包括支援センターの職員等に研修等を実施する。また、医療関係者や福祉関係者に対し、DVの早期発見や通報等について協力を求めています。	取組の概要のとおり	生徒指導担当者会や主任児童委員部会全体会等に赴き、面前DVについて説明した。(約360名参加)	3
②市の職員への啓発の推進	市の職員は、DVの予防・防止を推進する立場にあることから、新規採用職員に対してDVの基礎知識についての研修を実施します。また、市の保健・福祉担当職員は、窓口等での適切な対応が求められるため、具体的な対応方法についての研修を実施します。	監査指導課	健康福祉局に配属された職員に対する研修の実施	健康福祉局へ初めて配属された職員に対して健康福祉局保健福祉行政新任職員研修を実施する中で、DV予防・防止に関する講義の時間を設ける。	健康福祉局保健福祉行政新任職員研修で、配偶者暴力相談支援センターより講義を行う。	令和6年4月24日保健福祉行政新任職員研修で、DV対策基本計画の研修を実施した。(60名)	4

施策	計画記載内容	担当課	令和6年度				
			事業名	取組の概要	計画	実績	評価
②市の職員への啓発の推進	市の職員は、DVの予防・防止を推進する立場にあることから、新規採用職員に対してDVの基礎知識についての研修を実施します。また、市の保健・福祉担当職員は、窓口等での適切な対応が求められるため、具体的な対応方法についての研修を実施します。	研修厚生センター	研修の実施	職員のDVに関する知識や人権意識のさらなる高揚をめざす。	研修の実施	新採用職員研修において、DV対策の研修を実施した（95名）。その他の階層別研修においても、幅広い人権問題の研修を取り入れており、職員の人権意識の向上を図っている。	4

基本目標2 推進体制の充実

(1)関係機関との連携推進

施策	計画記載内容	担当課	令和6年度				
			事業名	取組の概要	計画	実績	評価
①庁内連携会議等の開催	子ども支援課、子育て支援室、男女共同参画推進センター等の職員や女性相談支援員が集まり、計画に掲げる施策を推進するための協議、進捗管理や情報交換等を行います。また、処遇の困難なケースへの対応について、必要に応じて検討会議を行います。	福祉総務課・子育て支援室	庁内連携会議の開催	関係課の職員や女性相談支援員、母子・父子自立支援員が集まり、計画に掲げる施策を推進するための協議等を行う。また、処遇の困難なケースへの対応について、必要に応じて検討会議を行う。	取組の概要のとおり	処遇困難なケースについては、個々の状況に応じて、女性相談支援員等が関係課と情報交換を行い適切に対応した。また、面前DVが関係する個別案件については、子育て支援室が開催する要保護児童対策地域協議会で協議した。	3
②関係機関によるネットワークの充実（拡充）	県、市町、裁判所、法務局、労働局、医師会、弁護士会、女性自立支援施設などの関係機関や民間支援団体が参加する、ひょうごDV防止ネットワーク会議や中播磨地域DV相談ネットワーク会議に参画します。また、性犯罪被害や新たな課題であるJKビジネス、AV出演強要被害、人身取引被害、ストーカー被害などについて、関係機関等と連携し、適切な対応に努めます。	男女共同参画推進センター・子ども支援課・福祉総務課	関係機関とのネットワークの構築	県が開催するDVネットワーク会議に出席し、他の支援機関と情報共有を行い、DV被害者の支援につなげる。	中播磨地域DV相談ネットワーク会議への出席	中播磨県民センターが開催すべきDV相談ネットワーク会議は開催されなかった。令和7年度の開催を要望している。	2
③県や近隣市町との連携の強化	被害者の避難に関して、関係する他市町との連携が不可欠であり、引継ぎについても適切に対応します。また、県の所管課と情報交換を行い、被害者に対する支援策の充実を図ります。	福祉総務課	県や近隣市町との連携による適切な引継ぎの実施	被害者が避難する場合、避難先市町と連携し、被害者の引継ぎについて適切に対応します。また、県の担当者との情報交換を行い、被害者に対する支援策の充実を図ります。	取組の概要のとおり	被害者が避難する場合、避難先市町と連携し、引継ぎを確実に行った。また、支援策を拡充するため、県のDV支援担当である児童家庭課から情報収集を行った。	4
④子ども家庭センター（児童相談所）との連携（新規）	DV防止法において、配偶者暴力相談支援センターと児童相談所が適切に連携協力することが定められたことから、DVと児童虐待が相互に重複して発生していることを踏まえて、子ども家庭センターと連携を図ります。	福祉総務課	子ども家庭センターとの連携	DVセンターと子ども家庭センターが連携協力できるように、担当者同士の協議の場を設ける。	取組の概要のとおり	令和6年度は子ども家庭センターと個別に協議する案件はなかったが、毎月開催される要保護児童対策地域協議会の席上で情報交換を行った。	3

(2) 民間支援団体との連携推進

施策	計画記載内容	担当課	令和6年度				
			事業名	取組の概要	計画	実績	評価
①民間支援団体との連携に向けた調査・研究(変更)	市内には、DVに関する支援や被害者の相談対応を行う民間支援団体はありませんが、今後、これらの役割を市内の民間支援団体に担っていただくことも視野に、県内で女性相談や民間シェルターの運営などを行っている民間支援団体の活動内容の調査・研究に取り組めます。	福祉総務課	民間支援団体との連携に向けた調査・研究	県内で女性相談や民間シェルターの運営などを行っている民間支援団体の活動内容の調査・研究に取り組む。	取組の概要のとおり	県内の民間支援団体から当センターへの訪問があり、団体が実施する支援事業について、こども支援課とともに説明を受けた。	2

(3) 調査・研究の推進

施策	計画記載内容	担当課	令和6年度				
			事業名	取組の概要	計画	実績	評価
①被害者へのアンケートの実施(拡充)	本市で実施した被害者に対するアンケートや「県女性家庭センター一時保護所の退所者の退所後の生活実態調査」等を活用し、DV被害者支援の課題等を把握し、今後の施策の検討に活かします。	福祉総務課	被害者へのアンケートの実施	被害者に対するアンケートを実施し、DV被害者支援の課題等を把握し、今後の施策の検討に活かす。	取組の概要のとおり	アンケートを7名に依頼し、4名から回答を得ました。その中で、「外部の方々に相談するプロセスや個別の内容ごとに直結するルートというか、シンプルな構造をアナウンスされても良いかと思う」という意見がありました。この意見を受け、他都市の広報等を参考に、ホームページでの掲載方法を検討し、支援の分かりやすい伝達方法を研究する。	3
②DV防止や被害者への支援の調査・研究	住まいや就労の確保、地域での見守りなど、被害者の自立支援策を一体的に提供できる仕組みについて検討します。加害者を対象とした更生に向けた取組は重要な施策ですが、加害者対策はまだ確立されていません。現在、国等において、調査・研究されている加害者プログラムを動向を引き続き注視していきます。また、男性の被害者に対する相談については、個別の事情に応じて、男性の専門職が配置されている県の相談窓口を案内します。	福祉総務課	DV防止や被害者への支援の調査・研究	住まいや就労の確保、地域での見守りなど、被害者の自立支援策を一体的に提供できる仕組みについて検討する。国等において、調査・研究されている加害者プログラムについて把握していきます。また、男性の被害者に対する相談については、個別の事情に応じて、男性の専門職が配置されている県の相談窓口を案内します。	取組の概要のとおり	令和5年度と同様に都市局が開催する姫路市居住支援協議会に出席し、DV被害者の現状についての報告とともに、住居等の自立に向けた支援に関する情報提供を依頼した。また、男性の相談については、男性の専門職が配置されている県の相談窓口を案内した。	2

基本目標3 相談体制の充実

(1)相談窓口の周知

施策	計画記載内容	担当課	令和6年度				評価
			事業名	取組の概要	計画	実績	
①DV相談窓口の紹介	女性が抱える悩み相談などから、相談の背景にDV被害が疑われる場合は、相談者の意思を尊重しつつ、相談者にDV相談窓口を紹介し、被害者の早期支援につなげます。	男女共同参画推進センター	女性相談員によるDV相談の情報提供	女性のための相談室において、相談の背景にDVがうかがえた場合は、相談者の意思を尊重した上で、相談者にDV相談を促す。	取組の概要のとおり	相談実績 717件 (うちDV被害者相談 69件)	4
①DV相談窓口の紹介	女性が抱える悩み相談などから、相談の背景にDV被害が疑われる場合は、相談者の意思を尊重しつつ、相談者にDV相談窓口を紹介し、被害者の早期支援につなげます。	こども支援課	母子・父子自立支援員による相談支援	ひとり親家庭等相談において、相談の背景にDVがうかがえた場合は、相談者の意思を尊重した上で、相談者にDV相談を促したり、関係機関と相互に連携する。	取組の概要のとおり	ひとり親家庭相談実績 2,503件 (うちDV被害者相談 122件)	4
②ホームページや冊子等の充実(拡充)	配偶者暴力相談支援センターの事業をよりわかりやすく紹介するとともに、DVの気づきチェックリストや国・県のDVに関する最新情報を掲載するなど、ホームページの充実を図ります。また、適宜、冊子やチラシなどの充実を図ります。	福祉総務課	相談窓口の周知	ホームページの改善やポスター、リーフレット等を通じて相談窓口を周知する。	取組の概要のとおり	<ul style="list-style-type: none"> ・DVセンターのホームページに国・県のDV施策のページのリンクを掲載した。 ・11月12日～25日「女性に対する暴力をなくす運動」にあわせ、内閣府作成のポスターを庁内デジタルサイネージにて掲示した。 ・若者も手に取りやすいように、DV相談案内カードのデザインを変更した。 	4
③DV相談案内カードの活用	DVの相談窓口を周知するため、二次元コード付きDV相談案内カードの配布場所(商業施設、公共施設など)を更に増やしていくとともに、市のイベントや事業においても配布に取り組みます。	福祉総務課	相談窓口の周知	被害者等が外出の機会に夫や恋人からの暴力等に気づき、相談先がわかるように女性用トイレ等にDV相談案内カードを配置し、DVセンターを周知する。	取組の概要のとおり	<p>市民が利用する本庁舎の女性用トイレにDV相談案内カードを設置している。また、平成29年度からは商業施設の女性用トイレにもDV相談案内カードを設置している。</p> <p>(商業施設配置場所) イオン姫路店 4か所 ピオレ姫路 4か所 など計53か所</p>	3

施策	計画記載内容	担当課	令和6年度				
			事業名	取組の概要	計画	実績	評価
④関係各課の冊子等への掲載	関係各課が作成する情報提供のための冊子等に、DVの相談窓口に関する内容を掲載し周知を図ります。	福祉総務課	関係各課と配偶者暴力相談支援センターとの連携	関係各課が各事業の冊子を作成する際に、DV相談連絡先の記載を依頼する。	取組の概要のとおり	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭応援ハンドブック（こども支援課） ひめじ子育てガイドブック（こども支援課） 子育て手帳（母子手帳附録）（保健所） 校区人権No.44ひめじ2024（人権教育課） の各冊子にDV相談連絡先を記載した。	4
⑤庁内相談部門等との連携	市民相談センターの市民相談、保健所の健康相談その他の各種相談窓口などにおいて、相談者にDV被害が疑われる場合は、関係機関が相互に連携して慎重に対応します。	市民相談センター・保健所健康課	庁内相談部門間の連携	市役所内の各種相談所間は情報連携をし、相談者により的確な相談窓口を案内する。	相談者の相談内容がDV等の場合、市民相談センターからDV相談支援センターに案内し、相談者に合った窓口を引き継ぐことができた。（市民相談センター） ・必要時に紹介している。（保健所健康課）	4	

(2) 相談体制の充実

施策	計画記載内容	担当課	令和6年度				
			事業名	取組の概要	計画	実績	評価
①メールやSNS等を活用した相談受付の検討（新規）	若年層に対する相談受付体制の充実を図るため、電話相談に加え、メールやSNS等を使った相談受付の実施について、具体的な課題や効果等の検討を行います。	福祉総務課	メールやSNS等を活用した相談受付の検討	電話相談に加え、先進的にメールやSNS等を使った相談受付を実施している自治体に対して調査を行い、具体的な課題や効果等の検討を行う。	取組の概要のとおり	地域福祉課が導入を検討しているAI相談システムについて情報収集を行った。	3
②高齢者・障害者・未成年者等に対する相談の充実（拡充）	高齢者や障害者が被害者の場合、介護の必要性など本人の状態を踏まえ関係各課が連携して対応します。未成年者や妊婦など特に配慮が必要な被害者の場合は、関係機関と十分に協議を行います。また、性的マイノリティ（LGBTQ）とされる被害者からの相談に対応するため、女性相談支援員の研修機会の確保に努めるとともに、関係機関と連携して対応します。	福祉総務課	配偶者暴力相談支援センターと関係各課の連携	高齢者、障害者、未成年者、性的マイノリティ等様々な背景を持つDV被害者に対し、どのような点に配慮して相談すべきか、どの施策（施設等）の対応が良いか等を、関係各課と連携し、より適切な対応に努める。	取組の概要のとおり	関係各課担当者と連携し、相談者の希望に沿った福祉施策について意見交換した。また、選択肢を本人に説明し、本人が決定した方向性で支援を行った。（DV被害者相談 320件）	4

施策	計画記載内容	担当課	令和6年度				
			事業名	取組の概要	計画	実績	評価
③外国人に対する相談の充実	被害者が外国人である場合でも支援につなげることができるよう、外国人向けリーフレット等を活用し、相談窓口の周知を図るとともに、必要に応じ「姫路市外国人相談センター」とも連携して被害者の支援を行います。	文化国際課	姫路市外国人相談センター	公益財団法人姫路市文化国際交流財団に事業を委託し、多言語による生活相談を実施し、在住外国人の生活面での問題解決を支援する。	取組の概要のとおり	<p>【姫路市外国人相談センター】 (市役所本庁1階市民相談センター) 英語、ベトナム語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、日本語</p> <p>【ベトナム語生活相談】 ・城東町総合センター ・高木総合センター ・見野総合センター</p> <p>相談実績 716件 (うちDV被害者相談 1件)</p>	4
③外国人に対する相談の充実	被害者が外国人である場合でも支援につなげることができるよう、外国人向けリーフレット等を活用し、相談窓口の周知を図るとともに、必要に応じ「姫路市外国人相談センター」とも連携して被害者の支援を行います。	福祉総務課	外国語生活相談	多言語対応の指差し会話シート（他市作成）を準備し、必要に応じて活用する。	取組の概要のとおり	多言語対応のDV説明パンフレット、多言語対応の指差し会話シートを設置した。また、ポータブル翻訳機（ポケットーク）を設置し、多くの言語に対応できるように準備している。 (活用2件)	4
④要保護児童対策地域協議会の活用	女性相談支援員は、児童虐待の加害者である母（父）もDV被害を受けているかもしれないという視点を持ち要保護児童対策地域協議会に出席し、被害者の早期支援につなげます。	子育て支援室・福祉総務課	要保護児童対策地域協議会連絡会議への出席	毎月開催される要保護児童対策地域協議会連絡会議に女性相談支援員が出席し、他の支援機関と情報を共有し支援方針を協議することで、子どもやDV被害者の支援につなげる。	取組の概要のとおり	取組の概要のとおり支援方針について協議している。また事例検討を行い、意見交換を行うことで、互いのできることで、できないことの理解を深め、各構成機関のスキルアップを図っている。（月1回開催）	4
⑤他都市の相談体制の調査・研究（新規）	新型コロナウイルス感染症の影響による生活の変化等により女性相談支援員が対応する相談内容の複雑化等が懸念されるなか、女性相談支援員に過度の負担がかからないような相談体制を維持しつつ、相談者がいつでも安心して相談できるよう他都市の状況を調査・研究し、相談体制の充実に取り組みます。	福祉総務課	他都市の相談体制の調査・研究	女性相談支援員が働きやすい環境の維持・向上のため、DVセンターを設置する他都市の相談体制の状況を調査・研究する。	取組の概要のとおり	女性相談支援員が県内で開催された研修に参加し、支援体制について確認を行った。今後も引き続き研修に参加し、他都市の相談体制や支援方法に関する情報を共有していく。	4

(3)女性相談支援員の資質向上

施策	計画記載内容	担当課	令和6年度				
			事業名	取組の概要	計画	実績	評価
①DV相談マニュアル等の活用(変更)	相談者の立場に立った適切で統一した対応が行えるよう、県のDV相談マニュアルや国の「女性相談支援員相談・支援指針」を活用します。また、法改正、制度改正等の情報についても、女性相談支援員間で共有し、相談に活用します。	福祉総務課	女性相談支援員の資質向上	県のDV相談マニュアルや国の「女性相談支援員 相談・支援指針」を活用し、相談者の立場に立った統一した対応を行う。また、法改正、制度改正等の情報についても、女性相談支援員間で共有し、相談に活用する。	取組の概要のとおり	国の「女性相談支援員 相談・支援指針」、県のDV相談マニュアルを女性相談支援員各自が所持し活用している。支援に必要な情報があれば、女性相談支援員に資料を配布し、相談業務に活用した。	4
②女性相談支援員連絡協議会等の研修への参加	女性相談支援員等は、女性相談支援員連絡協議会等が主催する研修に積極的に参加し、他市町の女性相談支援員との情報交換を通して相談業務の参考にするとともに、知識の向上や業務の改善につなげます。研修で学んだ内容は、女性相談支援員間で共有し、相談に活用します。	福祉総務課	女性相談支援員の資質向上	女性相談支援員は、県等が主催する女性相談支援員向け研修に参加し、事務所内で研修内容の情報共有に努めるとともに相談業務に活用する。	取組の概要のとおり	令和6年度 参加研修・会議 <ul style="list-style-type: none"> ・保健福祉行政新任職員研修 ・「困難な問題を抱える女性への支援」基礎研修Ⅰ・Ⅱ ・配偶者暴力相談についての懇談会 ・「困難な問題を抱える女性への支援」応用研修 ・全国女性支援員・心理支援員研究協議会 ・兵庫県被害者支援連絡協議会 代表者会議 ・市町女性支援担当係長・相談員会議 ・「困難な問題を抱える女性への支援」実務研修 ・母子生活支援施設見学会 ・生活困窮者自立支援連絡会 ・配偶者暴力相談支援センター連絡会議 ・保護命令手続きに関する研究会 (延13名参加) 	4
③女性相談支援員への支援の充実	女性相談支援員が相談者と同じような心理状態に陥ったり、業務を抱え込んだ状態にならないよう、職場研修や女性相談支援員に対する個別相談を実施します。また、専門的な法知識が必要となる相談については、法制担当課の協力を得て対応します。	福祉総務課	女性相談支援員への支援	女性相談支援員の心理的負担を軽減するため被害者と面接相談するときは2名の女性相談支援員で対応する。また、子どものいる相談者には、こども支援課の母子・父子自立支援員と一緒に対応する。	取組の概要のとおり	相談者との面接相談は常に2名の女性相談支援員で対応し(子どものいる相談者は、こども支援課の相談員と一緒に面接相談)、助言・指導等の漏れがないようにするとともに、複数の相談員で対応することで、相談者から受ける心理的負担を軽減できるようにしている。令和7年2月から電話音声自動記録システムを導入し記録作成に活用している。	4

基本目標4 被害者の安全確保

(1)安全確保の徹底

施策	計画記載内容	担当課	令和6年度				評価
			事業名	取組の概要	計画	実績	
①緊急時の一時保護の実施	緊急時の一時保護は、県の女性家庭センター一時保護所に依頼しています。一時保護所では、常用薬の持参が必要となるため、被害者のかかりつけ医との調整を行います。	福祉総務課	配偶者暴力相談支援センターの一時保護対応	一時保護が必要な場合は、県の女性家庭センター一時保護所に依頼するとともに、被害者に持病がある場合は、かかりつけ医と調整し薬の手配をする。	取組の概要のとおり	一時保護人数 3名（うち、薬の手配が必要であった者 0名）	4
②安全な移送の実施	一時保護所への移動の際は、安全を確保するため、女性相談支援員等が同行し、移動に必要な現金がないときは、交通費を助成します。また、被害者の状況に応じて、自動車による移送を行います。	こども支援課	母子生活支援施設への入所支援	母子生活支援施設への移送時に、安全確保のため、公用車を利用する。	取組の概要のとおり	母子生活支援施設への送迎を1組行った。	4
②安全な移送の実施	一時保護所への移動の際は、安全を確保するため、女性相談支援員等が同行し、移動に必要な現金がないときは、交通費を助成します。また、被害者の状況に応じて、自動車による移送を行います。	福祉総務課	配偶者暴力相談支援センターの一時保護対応	女性相談支援員等は、被害者及び同伴家族を県の女性家庭センター一時保護所に移送する場合は同伴する。また、相談者に金銭の持ち合わせがない場合、一時保護所までの交通費（片道分）を支給する。	取組の概要のとおり	令和6年度 支給件数 0件 （平成30年度～令和6年度 1件）	2
③被害者に対する安全確保の助言	被害者の居場所等が加害者に知られないよう、スマートフォン等の情報機器の使用について注意を促すなど、安全のための対応策について助言を行います。	福祉総務課	配偶者暴力相談支援センターの一時保護対応	G P S機能から現在の位置を調べることが可能なため、一時保護所への移送に際してスマートフォン、ゲーム等の電源を切ることを説明する。また、持ち出してしまった加害者名義のスマートフォン等を返却する際も、被害者の居場所を加害者に知られないよう配慮する。	取組の概要のとおり	一時保護所への移送時には、県の研修資料に基づき、スマートフォンのG P S機能を無効にし、ゲーム機の電源を切るよう指導しました。	4
④警察との緊密な連携	相談段階から一時保護までの間において、被害者に暴力や生命の危険が迫っているときは、警察と緊密な連携を取り対応します。夜間・休日の相談や一時保護所への入所の対応は、警察において県の配偶者暴力相談支援センターと連携して対応します。	福祉総務課	配偶者暴力相談支援センターの一時保護対応	被害者住所管轄の警察署生活安全課、女性自立支援施設等と連携し対応する。	取組の概要のとおり	一時保護人数 D Vセンター 3名 警察署 5名	4

施策	計画記載内容	担当課	令和6年度				
			事業名	取組の概要	計画	実績	評価
⑤諸手続におけるワンストップサービスの実施	日頃から関係機関がリスクに対して意識を高く持って対応するとともに、被害者の安全確保や負担の軽減を図るため、庁内の諸手続についてワンストップサービスに取り組みます。	福祉総務課・各課	配偶者暴力相談支援センターの一時保護対応	被害者が相談後に他課へ申請等をする場合、本人が望めば同行したり、被害者であることを配慮した対応を担当課へ依頼する。	取組の概要のとおり	被害者に同伴児がある場合はこども支援課母子・父子自立支援員が、また同伴児が無い場合は女性相談支援員等が庁内各課への申請に同行支援した。	4
⑥母子生活支援施設や老人ホーム等の機能の活用	一時保護までの必要がなく安全が確保されているケース等においても、幅広い処遇の確保の観点から、母子生活支援施設や老人ホーム等におけるショートステイの利用を被害者と一緒に検討します。	子育て支援室	子育て短期支援事業の利用	安全性が確保されているケース等で一時的な保護を必要とする場合に、市内の母子生活支援施設等におけるショートステイの利用方法について調査研究をする。	取組の概要のとおり	子育て短期支援事業として母子生活支援施設の利用は延4人12日。	4
⑥母子生活支援施設や老人ホーム等の機能の活用	一時保護までの必要がなく安全が確保されているケース等においても、幅広い処遇の確保の観点から、母子生活支援施設や老人ホーム等におけるショートステイの利用を被害者と一緒に検討します。	高齢者支援課	老人ホーム入所等での受入れ対応	高齢者本人や家族からの相談、民生委員や医療機関、警察等、関係機関からの情報提供に基づき、高齢者の支援ニーズのより正確な把握を図る。	老人ホーム等での対応（虐待等に係る高齢者の受入れ）	虐待等に係る施設への緊急受入れ対応を実施した。 ・対応実人員 17名 ・対応延べ日数 1,279日 (うちDVと想定される事案 0名)	4

(2) 法的な相談内容の支援

施策	計画記載内容	担当課	令和6年度				
			事業名	取組の概要	計画	実績	評価
①法的な相談窓口等の情報提供と助言の実施	被害者から離婚や子どもの親権など、法的な相談の希望があった場合は、法律の専門家に相談するよう助言するとともに、市民相談センター、男女共同参画推進センターの女性のための相談室（法律相談）、こども支援課の養育費等に関する専門相談（法律相談）、日本司法支援センター（法テラス）等の相談窓口について情報提供を行います。	福祉総務課	配偶者暴力相談支援センターの法的な相談対応	被害者から法的な相談希望があれば、市民相談センター、男女共同参画推進センター、法テラスの法律相談を案内し日時や予約方法を説明する。	取組の概要のとおり	相談者が法的な相談を希望した場合は、各相談所が実施する法律相談の開催日時等について説明している。	4
②保護命令制度等の情報提供と助言の実施	身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受け、被害者が重大な危害を受ける恐れのある場合に利用できる保護命令制度について情報提供を行うとともに、つきまといやストーカー行為に対する助言を行います。	福祉総務課	配偶者暴力相談支援センターの法的な相談対応	被害者には、地方裁判所へ申立てる保護命令制度の説明や利用方法を助言し、ストーカー被害者には警察への相談を助言する。	取組の概要のとおり	相談者が保護命令申立を希望すればDVセンターでの面接相談を案内し、有効期間や種類等の説明や申立書の書き方を支援している。	4

施策	計画記載内容	担当課	令和6年度					
			事業名	取組の概要	計画	実績	評価	
③保護命令申立て時の支援の充実	被害者が保護命令の申立てを行う意向があるときは、書類作成の助言や裁判所等への同行支援を行います。	福祉総務課	配偶者暴力相談支援センターの法律的な相談対応	被害者が保護命令の申立てを行う意思があれば、書き方を助言し、本人が記入後の提出書類をチェックする。必要があれば、地方裁判所へ同行支援する。	取組の概要のとおり		地方裁判所へ提出する書類の説明や申立書記入後のチェックを行った。なお、地方裁判所への同行支援の希望はなかった。	4

(3) 情報管理の徹底

施策	計画記載内容	担当課	令和6年度					
			事業名	取組の概要	計画	実績	評価	
①住民基本台帳事務における閲覧等の制限	被害者から住民基本台帳事務におけるDV支援措置の申出を受け、措置の必要があると判断した場合は、被害者の現住所が知られないように、住民基本台帳の閲覧、住民票の写しの交付などを制限します。	住民窓口センター	住民基本台帳事務における支援措置申出の受付及び証明書交付の可否判断	支援措置申出を受理すると、住民票の写し等に交付制限を行い、本人への支援措置決定通知書を送付する。また、関係市区町村に対して、住民票の写し等の交付制限依頼通知書を送付する。	本人及び関係市区町村への通知書等の発送 850件		加害者が住民票の写し等の交付制度等を不当に利用して、被害者住所を検索することを防止するため、情報の取扱については慎重な判断を行った。本人及び関係市区町村への通知書等の発送 1,238件	4
②関係各課におけるDV関連の情報管理の徹底	国民健康保険、国民年金、市民税など、個人情報に係る事務処理を行う関係各課は、DVに関する情報管理の徹底を図ります。また、マイナンバーについての情報管理も厳重に行います。	福祉総務課・各課	市役所各課の情報管理徹底	DV被害者等、本人以外に住所等を知られたくない方の情報管理の徹底を、住民窓口センター等と協力して行う。	取組の概要のとおり		国民健康保険、国民年金、税、福祉事務所、保健所、選挙など、個人情報に係る事務処理を行う関係各課に対して、DVに関する情報管理の徹底を図っている。	4

基本目標5 自立支援体制の充実

(1) 生活の再建に向けた支援

施策	計画記載内容	担当課	令和6年度					
			事業名	取組の概要	計画	実績	評価	
①市外へ転出するケースへの支援	被害者が避難先として市外に転出する場合は、本人の意思を尊重した上で、転出先の配偶者暴力相談支援センター等に本人の状況についての情報提供を行い、転出先での自立支援につなげていきます。	福祉総務課	生活再建に向けた、庁内各課や他の行政機関との連携	本人の意思で市外転出される場合、本人の了解を得た上で転居先のDV相談支援センター等へ連絡や情報提供を行い、本人が転出先で支援をスムーズに受けることができるようにする。	取組の概要のとおり		本人の意思で市外転出される場合は、本人了解のもと、転居先の配偶者暴力相談支援センターかDV相談担当窓口にて現状報告を行い、本人が転出先での支援を受けやすい状況にした。	4

施策	計画記載内容	担当課	令和6年度					
			事業名	取組の概要	計画	実績	評価	
②市内に転入するケースへの支援	被害者が避難先として市内に転入する場合は、転入前の配偶者暴力相談支援センター等からの情報に基づき、各種手続や就労等について支援を行います。	福祉総務課	生活再建に向けた、市内各課や他の行政機関との連携	市内に転入された方の相談を受けた場合、本人の了解を得た上で転入前のDV相談支援センター等と連携を取り、各種手続き等の支援を行う。	取組の概要のとおり		住民票を異動せずに転居してきた被害者には住民票の異動がなくても受けることができる住民サービスについて説明した。また、住民異動をする場合は住民基本台帳事務における支援措置を勧めた。	4
③自立に向けた情報提供の充実	ひとり親家庭が対象となっている各種制度や相談窓口についてまとめた「ひとり親家庭応援ハンドブック」をこども支援課のほか、各支所、出張所等で配布するなど、被害者が自立した生活が送れるよう情報提供の充実に努めます。	福祉総務課・こども支援課	生活再建に向けた、市内各課や他の行政機関との連携	「ひとり親家庭応援ハンドブック」をこども支援課のほか、各支所、出張所等で配布し、被害者が自立した生活が送れるように情報提供を行う。	取組の概要のとおり		配布先 490か所 配布部数 4,500部	4
④法律的な相談窓口等の情報提供と助言の実施	被害者から離婚や子どもの親権など、法律的な相談の希望があった場合は、法律の専門家に相談するよう助言するとともに、市民相談センター、男女共同参画推進センターの女性のための相談室（法律相談）、こども支援課の養育費等に関する専門相談（法律相談）、日本司法支援センター（法テラス）等の相談窓口について情報提供を行います。	福祉総務課	生活再建に向けた、市内各課や他の行政機関との連携	被害者から法律的な相談希望があれば、市民相談センター、男女共同参画推進センター、法テラスの法律相談を案内し日時や予約方法を説明する。	取組の概要のとおり		相談者が法律的な相談を希望した場合は、各相談所が実施する法律相談の開催日時等について説明した。	4
⑤被害者への中長期的フォローアップの実施	年に一度の児童扶養手当の現況届等の来所の機会を活用し、本人の意思を尊重した上で生活状況を把握し、状況に応じた助言を行うなど、継続的な支援を行います。	こども支援課	母子・父子自立支援員による相談支援	被害者が児童扶養手当現況届等のため来課した機会を活用し、状況に応じた助言等継続的な支援を行う。	取組の概要のとおり		取組の概要のとおり実施できた。	4

(2) 経済的支援の充実

施策	計画記載内容	担当課	令和6年度					
			事業名	取組の概要	計画	実績	評価	
①ひとり親家庭が利用できる制度等の周知	生活再建には経済的な自立が不可欠なため、ひとり親家庭が利用できる児童扶養手当、母子家庭等医療費助成制度、母子父子寡婦福祉資金貸付制度*などの各種制度について情報提供や手続の支援を行います。また、経済的に困窮する被害者へは、生活困窮者自立支援法*や生活保護法等に基づき必要な支援を速やかに行います。	こども支援課	母子・父子自立支援員による相談支援	児童手当、児童扶養手当の支給による支援や母子家庭等医療費助成制度の申請、母子父子寡婦福祉資金貸付により、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図る。また、生活援護室や社会福祉協議会と連携し、適切な支援につなげる。	取組の概要のとおり		取組の概要のとおり。また、市外からの子どもがいるDV被害転入者で、本人の希望があった際にはDVセンターからの連絡により各課窓口へ母子・父子自立支援員が同行している。	4

施策	計画記載内容	担当課	令和6年度				
			事業名	取組の概要	計画	実績	評価
①ひとり親家庭が利用できる制度等の周知	生活再建には経済的な自立が不可欠なため、ひとり親家庭が利用できる児童扶養手当、母子家庭等医療費助成制度、母子父子寡婦福祉資金貸付制度などの各種制度について情報提供や手続の支援を行います。また、経済的に困窮する被害者へは、生活困窮者自立支援法や生活保護法等に基づき必要な支援を速やかに行います。	生活援護室	経済的に困窮する被害者への支援	生活困窮者の自立相談を通して適切な支援策を模索し助言等を行うほか、必要に応じて生活保護の実施により、最低限度の生活を保障するとともに自立の助長を図る。	取組の概要のとおり	詳細な聞き取りにより、当面の生活費の有無や身体状況等を確認。被害者の状況に応じ、生活困窮者への自立相談による助言や支援を行ったほか、生活保護を要する世帯に対しては、保護の実施により最低限度の生活を保障するとともに、自立の助長を促した。	4
②養育費確保にかかる支援の実施	養育費の取決めに伴う公正証書の作成費用や養育費立替保証契約の締結に伴う初回保証料を助成することにより、養育費の受取確保を支援します。	こども支援課	養育費等相談の実施	弁護士による、離婚に伴う養育費確保や面会交流等に関する無料法律相談（事前予約制）を毎月1回実施する。	取組の概要のとおり	養育費等相談業務委託を平成29年4月開始（毎月第3金曜日午後1時30分から30分×6枠）、希望に応じて母子・父子自立支援員が同席（34件）	4

(3) 就労・就学に向けた支援の充実

施策	計画記載内容	担当課	令和6年度				
			事業名	取組の概要	計画	実績	評価
①ひとり親家庭就労支援事業等の活用	ひとり親家庭については、母子・父子自立支援員が本人の状況に応じた支援や情報提供を行います。特に、就労支援については、就労相談員がハローワークと連携し、就労先の確保に向け支援を行います。ハローワークなどが実施する各種資格取得制度等の利用の促進や本市主催の就労に関する講座の受講を奨励します。	こども支援課	就労支援の推進	児童扶養手当受給者の中で就労していない母親に対し、就労相談員が個別の就業相談に応じ、きめ細やかで継続的な自立支援プログラムを策定し、ハローワークとの連携により、就職につながるよう自立を促進する。DV被害者からの就業相談の際には、就労相談員と母子・父子自立支援員が連携しながら家庭状況に応じた働き方に対する助言・指導を行う。	取組の概要のとおり	ひとり親就労相談 209件のうちプログラム策定 138件（うち、DV被害者の相談 2件、うちプログラム策定 2件）	4
①ひとり親家庭就労支援事業等の活用	ひとり親家庭については、母子・父子自立支援員が本人の状況に応じた支援や情報提供を行います。特に、就労支援については、就労相談員がハローワークと連携し、就労先の確保に向け支援を行います。ハローワークなどが実施する各種資格取得制度等の利用の促進や本市主催の就労に関する講座の受講を奨励します。	労働政策課	各種セミナーの開催	本市主催の就労に関する講座の受講を奨励し、ひとり親家庭の方が職業能力の開発に勤しんでもらうようにする。	取組の概要のとおり	DV被害者に特化した就職セミナーは開催していないが、各種セミナーのチラシを配置し、情報提供に努めている。	4

施策	計画記載内容	担当課	令和6年度				評価
			事業名	取組の概要	計画	実績	
①ひとり親家庭就労支援事業等の活用	ひとり親家庭については、母子・父子自立支援員が本人の状況に応じた支援や情報提供を行います。特に、就労支援については、就労相談員がハローワークと連携し、就労先の確保に向け支援を行います。ハローワークなどが実施する各種資格取得制度等の利用の促進や本市主催の就労に関する講座の受講を奨励します。	男女共同参画推進センター	男女共同参画に関する講座の開催と周知	様々なテーマで男女共同参画に関する講座を開催する。男女共同参画推進センター“あいめっせ”のホームページに掲載し、広く周知する。	主催講座の開催 (女性のチャレンジ支援セミナー 2講座×2回)	主催講座の開催 女性のチャレンジ支援セミナー 7・10月 全4回実施 (延べ29名参加)	3
②保育や就学に関する支援	被害者の子どもの保育所等への入所については、優先的な利用調整を行います。子どもの就学に当たっては、安全に就学できるよう支援を行います。	こども保育課・市教委学校指導課	子どもの就学等に関する支援	被害者である子どもの保育所等への入所については、優先的な利用調整を行う。市担当課等と連携し、就学に当たって柔軟な審査手続きを行う。就学校に対しては前就学校を秘匿しつつ、子どもの就学に必要な情報は教育委員会を通じて情報を収集し就学校へ提供する。学齢簿情報等の情報管理に際しては、DV等の被害者支援措置対象者として区分し、情報漏洩に特に注意する。	取組の概要のとおり	利用申込時にDV被害の状況を申出により把握し、事情を考慮し利用調整(優先入所)を行った。 (こども保育課) 秘匿としているDV被害者及び同伴家族の居所、就学校名が漏えいしないよう細心の注意を払った。 (学校指導課)	4

(4) 住宅確保に向けた支援の充実

施策	計画記載内容	担当課	令和6年度				評価
			事業名	取組の概要	計画	実績	
①公営住宅の申込み等に関する情報提供	被害者の生活の再建は、まず住宅の確保から始まります。市営住宅や県営住宅の申込みや優遇取扱いについて情報提供を行います。	住宅課	配偶者暴力相談支援センター等との連携	住宅課窓口及び電話にて問い合わせがあれば、市営住宅や県営住宅の情報提供を行う。	取組の概要のとおり	DV被害者等の優遇取り扱い等について、募集パンフレットに掲載し、情報提供を行っている。 DV関連の入居 (R元～R6 0件)	4
①公営住宅の申込み等に関する情報提供	被害者の生活の再建は、まず住宅の確保から始まります。市営住宅や県営住宅の申込みや優遇取扱いについて情報提供を行います。	福祉総務課	住宅課等との連携	相談者の希望により、県営住宅や市営住宅の申込み手続きや時期について担当課と連携し、申込み支援を行った。	取組の概要のとおり	取組の概要のとおり支援を行った。	4

施策	計画記載内容	担当課	令和6年度				評価
			事業名	取組の概要	計画	実績	
②母子生活支援施設等への入所の支援	一時保護所退所後の生活の場として、母子生活支援施設や女性自立支援施設への入所が望ましい被害者には、施設への入所支援を行います。	こども支援課	母子生活支援施設への入所支援	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子とその子どもが保護を必要とする場合に、女性自立支援施設に入所することで保護し自立に向けた支援を行う。	取組の概要のとおり	入所措置 7世帯22人 (うちDV被害者5世帯17人) R7.3.31現在	4
②母子生活支援施設等への入所の支援	一時保護所退所後の生活の場として、母子生活支援施設や女性自立支援施設への入所が望ましい被害者には、施設への入所支援を行います。	福祉総務課	女性自立支援施設への入所支援	一時保護後の支援策として、女性自立支援施設等への入所が望ましいと思われる方は、入所権限のある女性相談支援センターと相談し施設入所を依頼している。	取組の概要のとおり	取組の概要のとおり入所依頼を行った。	4

(5)健康への支援の充実

施策	計画記載内容	担当課	令和6年度				評価
			事業名	取組の概要	計画	実績	
①精神的な悩みを持つ方への支援	女性が抱えるさまざまな悩みの相談は、男女共同参画推進センターが実施する「女性のための相談室」の利用を促します。ここでは、被害者が気持ちの整理ができるように、被害者に寄り添いながら相談に応じます。専門的なカウンセリングを希望する被害者に対しては、カウンセリングが受けられる医療機関等について情報提供を行います。	保健所健康課	女性のための健康相談の活用と医療機関等の情報提供	女性のための健康相談で精神的な悩みを持つ人がいれば、随時、医療機関等の情報提供や専門医によるこころの健康相談を紹介し対応する。	当事者より希望があれば、専門医によるこころの健康相談で対応する。(予約制)	・女性のための健康相談 0件 (うち、こころの健康相談を案内する対象者はなかった)	4
②子どもの心のケアに関する支援	DVの目撃(面前DV)等により、PTSD(心的外傷後ストレス障害)を負っている子どもには専門機関などでケアを行うとともに、学校においてはスクールカウンセラーが支援を行います。子どもの生活環境への支援が必要なときは、スクールソーシャルワーカーや外部の専門職を含めた体制により支援を行います。また、行政や学校の関与が難しい子どものケアについては、民間支援団体との連携を検討します。	市教委学校指導課	配偶者暴力相談支援センター等との連携	「心の専門家」であるスクールカウンセラーを公立中学校等に(県事業)、学校カウンセラーを市立高等学校に(市事業)配置し、子どもたちの心の相談に当たるとともに、教職員のカウンセリングマインドを高めることにより、子どもたちの抱える問題の早期発見に努め、適切な支援による早期解決を図る。また、社会福祉士や精神保健福祉士等の専門的な知識・技術をもつスクールソーシャルワーカーを拠点校方式により18名配置(市事業)し、学校や関係機関その他関係者の役割を明確にし、学校を中心とする組織での対応をコーディネートすることで、教育相談体制の充実を図る。	(県事業) ・スクールカウンセラー 市立中学校 35校 市立小学校 17校 (市事業) ・学校カウンセラー 市立高等学校 3校 (3名) (市事業) ・スクールソーシャルワーカー 市立中学校 35校 (19名)	(県事業) ・スクールカウンセラー 市立中学校 36校 市立小学校 17校 相談件数 13,829件 (市事業) ・学校カウンセラー 市立高等学校 3校 (3名) 相談件数 692件 (市事業) ・スクールソーシャルワーカー 市立中学校 36校 (19名) 相談件数 6,552件	4

施策	計画記載内容	担当課	令和6年度				
			事業名	取組の概要	計画	実績	評価
②子どもの心のケアに関する支援	DVの目撃（面前DV）等により、PTSD(心的外傷後ストレス障害)を負っている子どもには専門機関などでケアを行うとともに、学校においてはスクールカウンセラーが支援を行います。子どもの生活環境への支援が必要なときは、スクールソーシャルワーカーや外部の専門職を含めた体制により支援を行います。また、行政や学校の関与が難しい子どものケアについては、民間支援団体との連携を検討します。	こども支援課	配偶者暴力相談支援センター等との連携	子どもの目の前で配偶者等に対する暴力が行われるなどのDV（面前DV）は、子どもが著しく心理的外傷を負うことが考えられるため、一時保護や母子支援施設入所の際に面談を依頼する。	取組の概要のとおり	取組の概要のとおり依頼している。	4
③保健に関する支援	市外から転入してきた被害者の子どもの乳幼児健康診査や予防接種等が滞りなく受けられるよう支援を行うとともに、必要な情報提供を行います。	保健所健康課・防疫課	乳幼児健康診査・予防接種	当事者からの相談や、住民票登録地の自治体からの依頼に基づき、DV等で避難されている方に対して姫路市民と同様の乳幼児健康診査や予防接種が実施できるようにする。	乳幼児健康診査の実施 予防接種の実施	住民票登録地自治体からの依頼に基づき、DV等の避難者に対して姫路市民と同様の乳幼児健康診査や予防接種が実施できるようにしている。 ・乳幼児健康診査依頼 2件 （保健所健康課） ・予防接種の実施依頼 0件 （保健所予防課）	4